

新町建設計画変更(案)

平成25年度変更
(変更箇所は朱書きで記載)

※ 追加は下線を引いています。

1～46 ページは変更がないため、掲載していません。

第4章 新町まちづくりの主要施策

第1節 新町まちづくり重点プロジェクト

〈P47～P50 略〉

第2節 主要施策

I 元気のあるまちづくり（発展）

連携・安全・自立・交流を基本にした新町の創造に向けて、あらゆる分野で積極的な交流と自立の仕組みづくりに取り組み、新町の一体性の向上と均衡ある発展を図る、活力と魅力が光る元気のあるまちづくりをめざします。

1 魅力あるまちをつくる事業

美しい自然と温暖な気候に恵まれている新町は、より快適な住環境の形成に向けて、広域連携と新町の一体性の向上を促進する道路整備、生活の利便性を向上させる交通体系の拡充、拠点機能の充実、環境と調和した計画的な住環境の整備を図り、子どもからお年寄りまで、だれもが暮らしやすいまちづくりを推進します。

①道路・橋梁の整備

(1) 広域幹線道路網の整備

山陽自動車道や海路を結んでの連携拡大、車社会における生活圏拡大への対応など、新町発展のための広域的な連携と交流を促進する基盤強化に向けて、国道437号未改良区間の整備、広域幹線道路と連結する県道の改良、広域農道の整備など、広域幹線道路である幹線道路網の着実な整備を推進します。

(2) 生活道路、災害時道路ネットワーク及び橋梁の整備

生活の利便性向上及び災害時の連絡道や集落を孤立させないための道路ネットワークの整備と新町の一体性を確保する基盤強化に向けて、集落間を結ぶ町道の未改良・未舗装路線や老朽化した橋梁を中心に改良・整備を推進します。

(3) 高齢者等にやさしい道路づくりの推進

道路整備にあたっては、高齢者をはじめ、子どもや障害者などにも配慮した安全性と快適性向上のため、交通安全施設の整備充実、通学路等への歩道設置、段差解消などのバリアフリー化、景観の向上に努めます。

主要施策	主要事業	事業概要
広域幹線道路網の整備	国道437号の改良整備事業（県）	国道437号の改良
	県道等の改良整備事業（県）	県道大島環状線、県道橘東和線、県道大島橘線等の改良
	広域営農団地農道整備事業（県）	広域農道の整備（大島・橘地区）
生活道路、災害時道路ネットワーク及び橋梁の整備	町道整備事業	主要幹線及びその他町道整備
	橋梁架替事業	橋梁架替及び補修整備
高齢者等にやさしい道路づくりの推進	段差解消などバリアフリー化事業 通学路歩道等整備事業	段差の解消を図るなど人に優しい道路づくりを推進

②交通体系の整備

(1) 陸上交通の充実

町民生活の交通手段の確保に向けて、現在運行中の生活バス路線の運行維持とともに、廃止代替バス路線の継続維持を図ります。

旧町等で運行している町営バス、温泉バス、通学バス、患者輸送車等や、民間事業者が運行している病院バス等については、路線バス運行系統と重複していることから、これらのバスシステムとの運行調整を関係諸機関で検討し、町民にとって利便性の高い、総合的な交通システムを早期に検討します。

また、新町の一体性を高めるため、主要な公共施設等を巡回する新たなコミュニティバスシステムを検討します。

(2) 海上交通の輸送力の向上

広域的な連携と交流を促進するため、四国地方等と新町を結ぶ海上交通（フェリー）の運航本数の増便とスピードアップを図るための周辺整備を行います。

離島の生活環境の改善と自立向上のため、農産物や廃棄物運搬等に対応できる新船の建造やバリアフリー対応の棧橋設置を進めます。

主要施策	主要事業	事業概要
陸上交通の充実	生活バス路線維持対策	町民生活の行動を支援するバス路線の確保対策を強化
	主要公共施設等巡回連絡バス	新町の一体性向上のため、町内公共施設等を巡回するコミュニティバスシステムの検討
海上交通の輸送力の向上	離島航路運航対策事業	離島航路運航の維持

	離島航路の新造船建造 離島航路発着施設整備事業	離島航路の 運航 維持をはかり、海路の安全性の向上を図るため、船舶の大型化、スピードアップを推進
--	----------------------------	---

③公園・墓地の整備

(1) 公園の整備と活用

町民の健康づくりや世代を超えた交流と憩いの場となる身近な公園・緑地や新町の豊かな自然を活用したレクリエーション公園等の整備を進めます。

(2) **墓地**・斎場の整備

既存施設の適切な維持管理とともに、長期的な需要動向を勘案した上で、墓地の整備と斎場の**整備**を図ります。

(3) 適切な公園管理

適切な公園管理による良好な住環境の形成に向けて、町民、地域、学校、ボランティア組織などと協力し、公共施設の緑化や公園緑地の維持管理を推進します。

主要施策	主要事業	事業概要
公園の整備と活用	緑地・公園整備事業	住民の憩いとやすらぎの場を提供すると共に観光拠点としても利用できるよう整備を推進
	片添ヶ浜海浜公園都市公園整備事業（県）	片添ヶ浜海浜公園の整備
墓地・斎場の整備	墓地・斎場整備事業	計画的に墓地（大島・久賀地区）、斎場（大島・橘地区）の整備を推進

④住宅の整備

(1) 公営住宅の整備

若者の定住促進やU J I ターン希望者の受け入れ態勢の強化に向けて、若者定住促進団地造成と公営住宅の計画的な整備・改築を推進します。

(2) 質の高い住環境の形成

高齢者や障害者にも住みやすい住環境の形成に向けて、公共・民間を問わず、バリアフリー化や環境共生といった、時代の要請に対応した良好な住環境の向上に努めます。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
公営住宅の整備	公営住宅建設	バリアフリー化や環境共生など住環境の向上を図ると共に定住化を促進するため、公営住宅の建設、建て替えを推進
	若者定住促進団地造成事業	基幹産業等に就業する若者、U J I ターンで新町に定住する若者等を対象に住宅団地を造成

2 地域の安全を守る事業

山と海に囲まれている新町では、地震や暴風雨などによる土砂流出や高潮、河川の氾濫など、自然災害による被害を最小限に抑えることが重要なことから、適切な治山治水事業による町土の保全に努めるとともに、進展する高齢社会に対応した総合的な地域安全対策を図り、安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。

①町土の保全対策の推進

(1) 海岸保全対策の推進

生活の安全性向上の強化に向けて、海岸保全と侵食防止のための離岸堤・護岸等の整備を推進します。

(2) 低地浸水防止対策の推進

ゼロメートル地帯や低地の民家への浸水被害を防止するため、道路改良、下水道と排水路の整備を推進します。

(3) 治山治水対策の推進

危険箇所を把握し町民に周知するとともに、急傾斜地対策、地すべり対策、河川の氾濫防止に向けた改修整備など、町土の治山・治水対策を推進します。

また、治山対策と水源涵養機能維持につながる森林保全に努めます。

(4) 道路災害の防除対策の推進

地震や暴風雨などの自然災害に備え、道路法面の補強や橋梁（大島大橋）の補修対策等を推進します。

主要施策	主要事業	事業概要
海岸保全対策の推進	海岸保全施設整備事業	漁港区域等高潮から海岸の保全対策（護岸・離岸堤・樋門等）
	漁業集落環境整備事業	漁業集落の生活環境改善を推進 排水機設備等
	海岸局部改良事業（県）	離岸堤の新設・嵩上げ（大島地区）
	海岸高潮対策事業（県）	護岸の改良、離岸堤等の整備 （大島地区、橘地区）
	海岸侵食対策事業（県）	護岸の改良等（久賀地区）
低地浸水防止対策の推進	排水路整備事業 排水ポンプ整備事業	自然災害等から低地の浸水を防止するため、排水路、排水ポンプ等を設置
治山治水対策の推進	砂防事業（県）	砂防えん堤・砂防河川整備（大島、東和、橘地区）

	急傾斜地崩壊対策事業（県）	急傾斜地の崩壊対策（大島、東和地区）
	地すべり対策事業（県）	地すべり防止対策（久賀地区）
	河川護岸整備事業	河川氾濫等自然災害から町土を保全
道路災害の防除対策の推進	道路災害防除事業（県）	県道の防災対策（大島、東和、橘地区）
	道路補修事業（県）	橋梁補修・耐震対策（大島大橋）

②港湾施設の整備

(1) 港湾機能の整備

交流圏の拡大による地域活性化に向けて、物流基地、定期航路基地などの機能に応じた、施設整備を推進します。整備にあたっては、周辺整備と合わせて親水性を高める機能の向上を図ります。

(2) 交流拠点港の機能充実

交流圏の拡大に向けて、国道整備や海上交通ルート（フェリー）の増強と歩調を合わせて、四国地方等との玄関口となる交流拠点港の機能充実を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
港湾機能の整備	港湾改修事業（県）	防波堤、浮棧橋の改修等（久賀、橘地区）
交流拠点港の機能充実	ポートビル整備事業等	ポートビルの整備、既存施設改修等（東和地区）

③消防・防災対策の充実

(1) 防災計画の策定

町民の生命と財産を守り、災害に強い安全なまちづくりに向けた総合的な防災対策を推進するため、現実的な課題への対策を網羅した防災計画を新たに策定するとともに、策定後の様々な状況の変化に対しては、実情に即した見直しを行い、着実な実施を図ります。

(2) 消防体制の強化

広域消防体制の強化とともに、消防団組織との連携体制の強化を図ります。

消防団組織においては、特に青年層の団員確保とともに、防火水槽の設置など消防設備の増強に努めます。

(3) 迅速な災害情報の伝達

災害警戒情報や避難勧告・災害時の被災状況など、緊急かつ重要な防災情報を迅速に伝達が行えるよう、防災行政無線を含めた災害情報伝達システムを整備します。

(4) 避難体制の強化

災害時又は災害が予想される場合、緊急避難が円滑に行われるよう、緊急避難道路及び避難所を整備します。また、自主防災組織の充実強化を図り、自助・共助による避難体制を強化します。特に災害時要援護者の避難支援体制については、地域と連携を図りながら強化します。

(5) 防災意識の高揚

広報活動、防災訓練などを通じて、町民の防災意識の高揚と災害発生時の適切な行動による、被害の防止に努めます。

主要施策	主要事業	事業概要
新防災計画の策定	新町地域防災計画	新町の地域防災計画の策定
消防体制の強化	消防施設整備事業（防火水槽・小型動力ポンプ・ <u>小型動力ポンプ積載車</u> ・消火栓設置/格納庫等整備）	防火水槽の整備等、消防施設整備
<u>迅速な災害情報の伝達</u>	災害情報伝達システム開発事業	地域住民の安全を確保する災害情報伝達システムとして、防災無線の整備など情報基盤の整備
<u>避難体制の強化</u>	<u>避難道路整備事業、避難所整備事業、自主防災組織の充実強化</u>	<u>災害発生時に円滑な避難ができるよう避難道路及び避難所の整備</u>
防災意識の高揚	<u>防災訓練</u> /防災意識の高揚	大規模災害の発生を想定した避難訓練の実施、災害に対応できる防災意識の啓発

④交通安全・防犯対策の推進

(1) 交通安全対策の推進

交通安全対策を計画的、効率的に推進するために、新町交通安全計画を策定し、広報活動の充実、子どもや高齢者をはじめとした住民に対する交通安全教育の実施など、町民の交通安全意識の向上に努め、交通事故防止対策を推進します。また、交通事故の当事者への相談体制の充実など、関係機関と連携して取り組みます。

(2) 交通安全施設の充実

快適で安全な暮らしの実現に向けて、交通危険箇所の改良・整備とともに、子どもや高齢者など交通弱者が安心して通行できる交通安全施設の計画的な整備を図ります。

(3) 防犯対策の推進

犯罪のない明るいまちづくりに向けて、地域防犯活動の充実、防犯教育の充実、大きな交差点への道路照明の設置、契約や商取引でのトラブル防止のための情報提供を実施するとともに、警察や地域との連携による地域防犯体制の一層の強化を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
交通安全対策の推進	新町交通安全計画の策定	新町の交通安全計画の策定
交通安全施設の充実	交通安全施設整備事業（横断歩道・信号機・歩道の設置等）	歩行者等の安全確保を図るため、交通安全施設を整備
防犯対策の推進	防犯意識の高揚	住民に対する防犯意識の啓発、地域防犯活動・防犯教育等の推進

3 地域の産業を生かす事業

豊富な地域資源を最大限に生かした多彩な産業の振興に向けて、基幹産業である農林水産業の一層の振興、地域の賑わいを創りだす商業や地場産業の活性化、交流人口の拡大を目指す観光・交流産業の推進、地域特性を生かした新しい産業の創造などを積極的に推進し、地域経済の発展と就労機会の拡大、ひいては定住化の促進などを進める適切な基盤整備とそれを活用する事業推進を図ります。

①農林業の振興

(1) 産地化の推進

市場で競争力のある農産物の産地化に向けて、各種設備の近代化とともに、かんきつ類の品種改良と畜産堆肥等を活用した循環型技術による水稻・野菜・果樹の生産、温暖・少雨の気候と高齢者作業に適した軽量で高収益が期待できる農産物の産地化、環境と共生した計画的な畜産の推進、多彩な特産品の開発など、“安全でおいしい”高品質な農産物の生産と供給量の拡大を、農業協同組合と連携して推進します。

(2) 生産基盤・生活環境の整備

産地化を進めるため、中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金事業の活用と農地受委託制度の活用を進め、耕作放棄地の発生防止と優良農地の維持に努めます。また、ほ場・農道整備や用排水路の整備、農業集落排水施設の整備や浄化槽の設置などを進め、農業生産基盤の整備と農村集落の生活環境の向上を総合的に推進します。

(3) 生産体制の強化

生産者が高齢化する中で生産性を向上するため、認定農業者制度を活用した中核農家の育成とともに、地域集団生産体制の確立、農業経営の法人化を進め、生産性の効率化と省力化を農業協同組合と連携して推進します。

また、新町の農業振興の中心組織である農業協同組合の生産体制強化等に向けて諸施策を支援していきます。

(4) 担い手の確保・育成

農業の担い手として確保・育成を進める中で、農業体験の仕組みづくりとしての営農塾や帰農塾の推進、収穫期の労働力支援につながる大島みかんサポーター制度の充実、グリーンツーリズム（滞在型農業体験）の普及、そして青年就農給付金の活用などにより多様な就農機会の拡充を図り、青年やUJIターン者など、将来にわたる農業の担い手確保につなげます。

(5) 流通・販路の多様化

市場を中心に、中国・四国地方など広域的な流通ルートの開発、観光・交流拠点の直販施設の拡充、家庭・学校・町内の飲食店での地産地消の推進、インターネットを活用した販路の開発など、時代に応じた流通・販売の多角化を推進します。

(6) 林業の振興・森林の保全

計画的な造林・伐採・保育を進め、森林の経済的機能の向上とともに、森林の管理・保全体制を強化し、森林の有する地球環境保全、水源涵養、土壌保全、生物多様性保全といった森林の公益的機能の向上を図ります。

また、しいたけやたけのこなどの生産のほか、竹炭など加工品の生産を進め、特産林産品の産地化を推進します。

主要施策	主要事業	事業概要
産地化の推進・生産基盤の整備・生産体制の強化	広域営農団地農道整備事業（県）	広域農道の整備（大島、橘地区）（再掲）
	県営一般農道整備事業（県）	農道の整備（久賀、東和、橘地区）
	県営農村振興総合整備事業（県）	農道、農業集落道、排水機場等の整備
	農村振興総合整備事業	農業集落道、集落防災安全施設等の整備
	単県農山漁村整備事業	農道、農業集落道、農業用かんがい排水路、集落排水路、集落防災安全施設、ため池等の整備、林道改良、コミュニティ施設整備
	地産・地消対応型園芸産地育成事業	産地と消費地の近接性を生かして、競争力のある商品を生産する体制を整備 小規模土地基盤整備、栽培管理施設整備、共同利用施設等整備
	ブランド・ニッポン農産物供給体制確立事業	産地の課題・特徴に応じた生産から流通に至る効率的な生産流通体制の整備を進め、特色ある産地を育成 小規模土地基盤整備等
	中山間地域等直接支払事業	中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から、農業生産活動等を行う農業者等に対して直接支払を実施
	<u>農地・水保全管理支払交付金事業</u>	<u>農地・農業用水等の資源の保全管理や農村環境の保全に係る地域共同活動を行う農業者等に対し直接支払いを実施</u>
<u>農村地域防災減災事業（ため池整備事業）</u>	ため池の整備、改修整備	

	県営中山間地域総合整備事業 (一般型)	農業生産基盤整備、農村生活環境 整備等
	県営中山間地域総合整備事業 (広域連携型)(県)	農道、用排水施設、農村公園等の 整備
	県営中山間地域総合農地防災 事業(県)	農業用排水施設等の整備
	農地保全整備事業(県)	農地侵食の防止(東和地区)
	ふるさと農道緊急整備事業 (県)	農道の整備(東和地区)
	農地整備事業 通作条件整備(保全対策型) (県)	擁壁補強、橋梁補強、法面保護、 路面補修、流末水路工、農道管理 工
	農地整備事業(耕作放棄地型) (県)	農道整備、用排水施設整備、区画 整理等(久賀・戸田地区)
	農地防災事業(県)	ため池の改修等
	里地棚田保全整備事業	里地の環境創造区域や棚田におい て、農業生産基盤の整備、多面的 機能の維持保全するための施設整 備 農道整備、かんがい排水整備、集 落防災安全施設整備(大島・東和・ 橘地区)
	放任園活用事業	農地有効活用、新作物の導入
	周防大島かんきつ産地いきい きモデル事業(県)	雇用労力の育成確保、企業的経営 モデルの実証等
林業の振興・森林の保全	資源循環林整備事業	林道の整備(大島地区)
	流域公益保全林整備事業	水土保持を重視する森林を対象に 計画的・総合的な森林を整備 下刈り・間伐・枝打等森林の整備 (橘地区)
	森林整備地域活動支援交付金 事業	森林の有する多面的機能が十分に 発揮されるよう適切な森林整備の 推進を図る観点から、森林所有者 等による森林経営計画作成促進、 施業集約化の促進、作業路網の改 良活動等に対し支援

②水産業の振興

(1)「つくり育てる漁業」の推進

水産資源の保護育成に向けて、種苗放流を積極的に推進するとともに、一人ひとりが資源管理に努め、幼稚魚の育成漁場及び漁業資源の維持を図るため、既存の天然礁を保全しながら、漁場環境の整備を推進します。

(2) 漁港・漁村環境の整備

生産基地としての機能性と安全性の向上のため、漁港の整備と施設の近代化を、各漁港の機能に応じて整備します。また、町内にある水産物集荷場の適正な配置を進めます。

漁村集落の生活環境の向上とともに、大切な海水の汚染防止に向けて、漁業集落排水施設の整備を中心とした環境基盤の整備を推進します。

(3) 特産品の開発・流通体制の強化

豊富な水産物の付加価値を高めるため、地元につながる食文化を生かした特産品の開発に取り組みます。また、農業と同様に、市場を中心に、広域的な販路の拡大、観光・交流拠点の直販施設の拡充、家庭・学校・町内の飲食店での地産地消の推進、インターネットを活用した販路の開発などを推進します。

(4) 経営体制の強化

漁業経営の近代化と快適な就労環境づくりに向けて、関係機関と連携して、若手漁業就業者や女性部を中心とした研修や他団体との交流促進などを実施し、技術習得や経営能力の向上に努めます。また、設備の近代化に対する支援制度の拡充を図ります。

ブルーツーリズム（滞在型漁業体験）の普及や農業団体と連携した交流機会の拡充を図り、**UJIターン**就業者による担い手の確保につなげます。

また、新町の漁業振興の中心組織である漁業協同組合の経営基盤強化等に向けて諸施策を支援していきます。

主要施策	主要事業	事業概要
「つくり育てる漁業」の推進・漁港・漁村環境の整備・流通体制の強化	内海東部地区漁場環境保全創造事業（県）	藻礁ブロック設置による藻場の整備
	地域水産物供給基盤整備事業	共同漁業権の区域内等地先の漁場と漁港等の一体的な整備
	広域水産物供給基盤整備事業	水産基盤の拠点整備、大規模な漁場整備 漁港整備、魚礁設置、海底清掃等
	漁港漁場機能高度化事業	効果的・効率的な漁港・漁場・漁村づくりを整備推進 漁港施設整備、防波堤整備
	漁港環境整備事業	漁港の機能向上と周辺集落の生活環境の改善
	漁場環境保全創造事業	効用の低下している漁場の生産力回復整備 魚礁設置、海底清掃等
	漁業経営構造改善事業	産地機能の強化と品質の高い水産物の供給を推進 水産荷捌施設・漁船修理場施設・漁具倉庫・給油施設整備、製氷機設置
	単県農山漁村整備事業	漁港の周辺整備
	水産基盤整備単独事業	船揚場・製氷機等改修整備
	種苗放流育成事業	種苗放流事業を実施
	多角的販路開拓事業	漁業版道の駅・地産地消直販施設、ネット販路の拡大

③商工業の振興

(1) 賑わいのある拠点づくり

商業の活性化が図られるよう、地域の人が交流する機会や機能を商店街に付加し、賑わいのある地域拠点づくりを進めます。

(2) 事業展開への支援

高齢者世帯を対象とした宅配システムや巡回型店舗の展開など地域密着型事業の推進、製造・配送・販売などのネットワーク形成、店舗の共同化などへの支援、経営の合理化・近代化を進める研修の実施など、これからの商業振興に向けて、商工会と連携した事業者支援策を展開します。

(3) 地場産業の振興

小規模商工業者に対する融資・助成などの支援や経営相談・指導を商工会と連携して実施し、地場産業の振興を図ります。

また、多様なネットワークを活用し、農水産物や自然資源を生かすことのできる事業者の誘致を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
商工業の振興	商工業者に対する融資制度	小規模商工業者に対する融資・助成などの支援
	商工振興事業	高齢者世帯を対象とした宅配事業への支援、商工会と連携し、地元密着した商業展開の支援
	地場産業振興ネットワーク事業	地域資源・素材を活用した付加価値が高く魅力的で販売力をもつ大島ブランド商品の開発と流通・販売ネットワークの構築

④観光産業の振興

(1) 観光・交流拠点の充実

新町に伝わる歴史、民俗、文化をはじめ、各種観光・交流施設（温泉、海水浴場、キャンプ場、スポーツ、釣りなど）など、有形無形の地域資源を生かした観光・交流拠点の充実と開発を図ります。

また、新町を訪れる観光客に対して観光イベント情報等を的確に提供できるよう情報基盤の整備や情報提供の拠点整備を進めます。

(2) 体験型観光・交流の推進

農林水産業との調和を図りながら、豊かな自然環境を生かしたグリーンツーリズム（滞在型農業体験）やブルーツーリズム（滞在型漁業体験）の普及を図り、“心のふれあい”を大切にした体験型観光・交流活動を推進します。

(3) 観光・交流活動のネットワーク化

魅力あふれる観光・交流の拡大に向けて、新町の観光・交流資源を相互連携したネットワーク化と周遊ルートの開発に取り組みます。

テーマや年齢層に応じた魅力的かつ多彩なメニューツアー型観光・交流活動の推進、案内板等のデザイン統一、農林水産業・商業との連携など、新町全体のスケールを生かす観光・交流の振興を図ります。

(4) 広域観光の推進

中国地方や四国地方とも連携し、瀬戸内海にある多彩な資源を生かした広域的な観光ルートや通年型観光の開発、観光PRや情報発信など、関連市町村や民間事業と連携して取り組みます。

主要施策	主要事業	事業概要
観光・交流拠点の充実	観光施設維持管理・整備事業 温泉施設改修事業 情報提供拠点整備事業	観光拠点施設の整備、観光イベント情報等を提供する情報基盤の整備、情報提供の拠点整備
体験型観光・交流の推進	滞在型観光システム開発事業 (グリーンツーリズム・ブルーツーリズム)	魅力あるグリーンツーリズム（滞在型農業体験）、ブルーツーリズム（滞在型漁業体験）の企画開発、体験型観光・交流活動を推進
観光・交流活動のネットワーク化	観光周遊ルートの開発 統一観光案内板設置事業	新町の観光・交流資源を相互連携したネットワーク化と周遊ルートの開発

⑤新たな複合産業の振興

(1) 地域特性の複合化

地域特性を最大限に生かした地域全体の活性化に向けて、高齢者の知識や技術を生かした起業、増加する福祉や教育に対する要望に対応した起業、自宅や廃校を利用した在宅・近接勤務、整備するIT（情報技術）関連基盤を生かした起業、農林水産業や商工業と連携した観光・交流産業の振興など、地域の持つ多様な特性を複合化させて、産業の新たな展開を図ります。

(2) 事業化のための環境づくり

地域特性を生かした多様な事業展開や就労形態の実現に向けて、経済団体、民間企業、地域との連携を図り、学習機会の提供や異業種交流機会の設置など、事業化のための環境づくりを推進します。

(3) 地域イメージの確立

地域活性化に向けた新町のイメージアップを図るため、特産物を生かした新しい商品開発、イメージキャラクターの開発、多様なメディアを活用した情報発信などを積極的に推進します。

主要施策	主要事業	事業概要
地域特性の複合化	異業種交流による起業化促進	既存産業の区分に固執することなく、産業間の連携・協力により起業化を促進する
事業化のための環境づくり	総合化産業の振興 ニュービジネス起業支援対策	地場の1次製品の生産と商品の加工や付加価値化に合わせて、商品のサービス化や流通に至る産業の統合化を推進する。また、これに至る起業化の支援

4 交流で新たな連携を拓く事業

国際交流をはじめとする従来からの交流活動を一層活発に行うことに加えて、インターネットなどによる 21 世紀の新しい情報交流基盤を整備し、人・モノ・情報の飛躍的な交流拡大を図ることで、地域づくりの加速化、産業の振興、生活の快適性の向上、定住化の促進などにつながる、地域全体の活性化を推進します。

①地域づくりへの支援

(1) 地域づくり体制の強化

地域の自治意識の高揚と主体的な地域づくりを積極的に支援するため、地域づくりへの人材派遣・経済的支援を充実します。

(2) 地域の拠点づくり

各地区の活動拠点づくりに向けて、コミュニティセンターなどの機能充実を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
地域づくり体制の強化	地域づくり支援対策 住民活動支援事業	自治会・コミュニティ組織の体制強化を促進、住民主体のまちづくりの活動推進及び支援、人材の育成支援
地域の拠点づくり	コミュニティセンター整備事業	地域が主体となった地域づくりの取組みの推進と自治意識の高揚を図るためのセンターを設置

②交流事業の促進

(1) 地域間交流の推進

活発な地域間交流を展開するため、民俗、歴史、スポーツ、町人会など、あらゆる分野、あらゆる“つながり”を活用して、町民や地域を主体とした多彩な交流事業を推進します。

(2) 国際交流の推進

移民を多く輩出した歴史的な繋がりから姉妹島交流の締結を行っている米国ハワイ州カウアイ島との国際交流をさらに発展させ、児童・生徒、青年、高齢者などにわたる広範囲な交流を図り、国際感覚を身に付けた次代を担う人材育成を推進します。

(3) 地域の国際化の推進

青少年の国際感覚を養うため海外派遣研修事業を進めるとともに、国際感覚に優れた次代を担う青少年の育成に努めます。

また、主要施設の外国語案内の設置、観光拠点での外国語対応の普及など、互いに協力しあう地域づくりを推進します。

主要施策	主要事業	事業概要
交流事業の促進	ふるさと交流事業 各地町人会交流事業 地域間交流事業	住民や地域を主体とした多彩な交流事業を推進
	国際友好・交流事業	姉妹島ハワイ州カウアイ島等との国際交流を推進
	少年少女海外研修事業	青少年の国際感覚を養うため海外派遣研修事業（少年の船による韓国の子供たちとの交流）

③新たな時代の定住対策の推進

(1) 定住促進対策の推進

定住希望者に対する田舎暮らし体験住宅の提供や空き家・土地情報の情報発信など、定住促進に向けた積極的なPR活動を行っていきます。

主要施策	主要事業	事業概要
定住促進対策の推進	田舎暮らしの情報提供 空き家情報提供システム	田舎暮らし体験住宅の提供や空き家・土地情報を提供

④情報システムの構築

(1) 地域情報化の推進

高度情報社会における地域情報化を促進するため、新町の地域情報化計画「e-ふるさと構想」を策定し、情報通信基盤の地域格差（デジタルデバイド）を解消していきます。

(2) 高速情報通信網の整備

周防大島の新たな地域振興モデルである「e-ふるさと構想」を推進するため、高速情報通信網の整備を図ります。

(3) 高速情報通信網の活用

将来を展望した地域情報化計画を推進する中で、周防大島における高齢化社会に適した情報通信基盤の活用方策について調査・検討し、コミュニティ活動の活性化、産業の活性化、学校教育や生涯学習への活用、高齢者対策をはじめとする健康福祉施策への活用、行政サービスの充実と効率化を図る庁内LAN（庁内情報通信網）の整備など、多くの分野で利便性向上や新たな可能性を拓く高速情報通信網の活用を図ります。

(4) 情報通信施設の整備

テレビ放送難視聴地域の解消とともに、簡易型の移動通信用鉄塔施設を整備し、電気通信格差の是正を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
地域情報化の推進	地域情報化計画の策定	「e-ふるさと構想」の策定
高速情報通信網の整備・活用	高度情報通信基盤の整備	光ファイバー網整備、地域イントラネット基盤整備事業等の推進 電子自治体(基幹業務、情報系、LGWAN、インターネット、住基ネット、テレビ会議)、IP電話、インターネット(住民)、介護ネット、遠隔医療、電子見守りシステム、健康管理システム、図書館ネット、学校教育ネット、テレビデジタル放送対応など
情報通信施設の整備	移動通信用鉄塔施設整備事業	携帯電話の利用可能な地域を拡大するため、移動通信用鉄塔施設を整備
	民放テレビ放送難視聴解消事業	テレビ・ラジオ放送の難視聴解消、受信障害の解消

Ⅱ にこにこのあるまちづくり（創造）

大島郡独自の風土・文化の継承と創造に向けて、地域の協力を基本にした自然環境の保全と次世代の育成に取り組み、21世紀を通して住民の笑顔（にこにこ）が輝くまちづくりをめざします。

1 地域の環境を守る事業

21世紀を通じて、大島特有の大切な資源として守り育てていくため、計画的な土地利用を推進し、豊かな自然環境を保全するとともに、一人ひとりの環境意識の醸成を基本とする環境美化と公害防止を推進します。

①自然環境の保護と活用

(1) 森林の保全

生態系の維持や地球温暖化の防止、水源涵養など公益的機能の維持を図るため、河川や森林の保全を推進します。

(2) 自然環境の保全と創出

乱開発を防ぐ適切な土地利用に努めるとともに、河川、港湾、海岸などの施設整備は、自然環境の保全と創出に資する工夫を取り入れるよう努めます。また、ニホンアワサング等の生息する海城公園区域の自然環境の保全を推進します。

(3) 自然環境の活用

豊かな自然環境を、学校や生涯学習における環境教育、レクリエーション活動、森林浴など、人材育成と交流活動の場として活用するとともに、公共施設や遊休地を活用した自然エネルギー施設の導入を図ります。また、海城公園区域におけるニホンアワサング等を観光資源として活用します。

主要施策	主要事業	事業概要
森林の保全	森林整備事業	造林や間伐など民有林等の適正な保全、林道の整備など生産基盤の整備
自然環境の保全と創出	自然環境保全事業	自然環境保全に係る条例等の制定を検討
<u>自然環境の活用</u>	<u>自然エネルギー施設の導入</u>	<u>公共施設や遊休地を利用した太陽光発電施設などの導入</u>

②環境の保全と公害防止の推進

(1) 環境意識の向上

自然や環境のみならず資源やエネルギーを大切にする心を育み、地球全体の環境を守る意識を町民一人ひとりが持つよう、学校教育や生涯学習、広報活動による環境教育の充実を図ります。

(2) 水質の保全

大切な海を美しいまま次世代に残すために、生活排水対策として適切な処理基盤の整備を推進し、河川や用排水路の水質保全を図ります。

(3) 公害防止対策の推進

健康的な環境づくりに向けて、大気汚染や不法投棄、騒音などを防ぐため、公害の発生源の特定と汚染防止に向けた監視・指導體制の強化を一層進めます。

主要施策	主要事業	事業概要
環境の保全と公害防止の推進	環境教育の促進	地域・学校・職場等での学習機会の充実を推進

③環境美化の取り組み

(1) 環境美化の推進

良好な住環境の保全に向けて、町民や地区を主体とした身近な公園や道路などの美化活動、緑化活動を推進し、高齢者が多い地区では、町民とボランティア団体が協力して、環境美化活動を推進します。また、放置され、管理不全な状態の空き家については、生活環境の保全、安全安心なまちづくりのため、自治会等と協力して助言や指導を行います。

(2) 環境美化意識の高揚

ガーデニングコンテストや環境美化に関する貢献者表彰などを行い、環境美化意識の高揚を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
環境美化の取り組み	公衆便所設置事業 緑化活動推進事業	公衆便所の設置・改修 地域住民やボランティア等による活動の推進・支援

④計画的な土地利用の推進

(1) 計画的な土地利用の推進

公共の福祉を優先し、自然環境の保全を図りながら、総合的かつ計画的な土地利用の推進を図ります。

(2) 適切な土地利用の推進

各種計画等で土地利用が規制されている地区については、各種制度に応じた適切な土地利用がなされるよう努めます。

(3) 市街地の整備

拠点機能の充実と豊かな自然環境との調和を図るため、市街地の着実な整備を進めるとともに、市街地周辺地域については、良好な生活空間の形成に向けて、適切な土地利用に努めます。

主要施策	主要事業	事業概要
計画的な土地利用の推進	都市計画マスタープラン等の策定	適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図るためマスタープランの策定や農振地域の見直しを行い、計画的な土地利用の推進を図る

2 地域の生活基盤を整える事業

時代に求められている環境保全と生活の快適性向上との両立を図るため、一人ひとりの環境意識に支えられた資源循環型社会の実践と、それを支える生活環境基盤の整備を推進します。

①水道施設の整備

(1) 水源の確保

柳井地域広域水道企業団からの受水により安定した水の供給確保を図ります。

(2) 給配水施設の改良・整備

簡易水道給水区域の見直し及び既存の給配水施設の改良・更新を推進します。特に、離島の水源調査と海底送水管整備、未給水世帯への水道施設の区域拡張を推進します。

主要施策	主要事業	事業概要
水源の確保	柳井地域広域水道企業団からの安定受水対策	水の安定供給確保を推進
給配水施設の改良・整備	簡易水道施設基幹改良事業	安定供給を確保するため、簡易水道施設を整備
	離島海底送水整備事業	離島の水源調査と海底送水管を整備

②下水道施設等の整備

(1) 下水道等の整備

下水道事業等の計画的な推進により、健康で快適な生活環境の整備を図ります。地域の特性や住民意向との調整を図りながら公共下水道事業や農業集落排水事業、漁業集落排水事業、浄化槽の設置など地域の実情に合った効果的・効率的な下水処理基盤整備の推進を図ります。

(2) し尿処理施設の維持

現有の「し尿処理施設」の処理機能を維持するため、適切な管理に努めると共に老朽化に伴う施設更新計画を推進します。また、離島における、し尿処理の体制を整えます。

主要施策	主要事業	事業概要
下水道等の整備	特定環境保全公共下水道事業	下水道未整備地域における公共下水道の整備
	農業集落排水事業 農業集落排水資源循環統合補助事業 漁業集落排水事業 浄化槽設置整備事業	効果的・効率的な処理基盤の整備
し尿処理施設の維持	し尿処理施設更新事業	老朽化に伴う、し尿処理施設を整備
	離島し尿処理施設整備事業	離島における、し尿処理体制の整備

③ごみ処理とリサイクルの促進

(1) 資源循環型社会の推進

町民一人ひとりが美しい周防大島の環境を次世代に手渡す使命感を抱き、広報などを通じて資源循環型社会の形成に向け、ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）意識の浸透を図ります。

事業者や町民に対しては、再利用や再生利用が可能な商品などの販売・購入を促進するとともに、行政は物品調達に関するリサイクル商品の購入（グリーン購入）に努めます。

(2) ごみの減量化・再資源化の推進

家庭からのごみ排出量を限りなく“ゼロ”に近づけるため、資源の有効利用とリサイクルへの啓発活動を推進し、分別回収の徹底に努め、リサイクル施設整備による減量化・再資源化を図ります。

(3) 一般廃棄物最終処分場の確保

逼迫する新町の一般廃棄物最終処分場確保のため、リサイクル施設を併設した、当該処分場の整備を推進します。

主要施策	主要事業	事業概要
一般廃棄物最終処分場の確保	大島郡リサイクル施設・最終処分場建設事業	一般廃棄物最終処分場等の建設
	ごみ処理施設整備事業（パッカー車・ダンプ車）	ごみ収集車等の整備

3 生き生きとした人をつくる事業

次代を担う人材育成と、高齢社会における健康と生きがいづくりを支える環境の形成に向けて、子どもたち一人ひとりを大切にされた学校教育の充実、「だれでも、いつでも、どこでも」、学び、ふれあい、楽しむことのできる生涯学習と生涯スポーツ環境の充実を推進します。

そして、学校教育と生涯学習推進の基礎となる人権尊重の精神を重んじた社会の実現に努め、一人ひとりのやる気と元気が築き上げる社会をめざします。

①学校教育の充実

(1) 個性を大切にす教育の実践

新町独自の教育方針のもと、児童生徒一人ひとりの個性と資質を伸ばす教育体制の充実を図り、確かな学力と情報化・外国語教育の充実対策事業など国際化に対応できる能力を身に付けるとともに、地域の人材や資源を活用した体験学習による心の教育、表現活動や運動、給食などによる心身の健康づくりを推進します。

(2) 教育施設の充実と適正配置

21世紀にふさわしい人材育成に向けて教育環境の向上を図るため、教育施設・設備や給食センターの整備・充実を推進します。

すべての児童生徒が平等で適切な教育を受けられるよう、通学手段を確保しながら、地域の実情に応じた通学校区の設定を行い、学校施設の整備改善及び小中学校の適正配置と統廃合により廃校となった跡地利用の有効活用の推進に努めます。

。

(3) 地域との連携強化

地域に愛される学校を目指して、学校や地域での行事への相互参加、学校施設の有効利用、文化団体・スポーツ団体と連携したクラブ（部）活動、事業者と連携したインターンシップ制度（在学中の就業体験制度）の拡大など、地域と学校との連携体制の強化を図ります。

(4) 相談体制の充実

悩みを持つ子どもや保護者が気軽に相談ができるよう、身近な相談体制の充実とともに、問題の早期発見・早期対応を図り、関係機関との連携強化を推進します。

(5) 教職員住宅の整備

児童・生徒の地域活動や教育活動の促進、さらには地域に密着した教育の推進などを図るため、教職員住宅の整備を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
教育施設の充実と適正配置	公立学校施設耐震診断事業 学校施設（校舎・屋内運動場） 整備事業 校舎改修整備工事 <u>廃校舎跡地等の利活用事業</u> ITを活用した教育事業 外国語教育の充実対策	教育施設の耐震補強工事、老朽化の進む小中学校の校舎・体育館等の整備・改修 <u>廃校舎跡地等の活用・促進</u> 充実した教育カリキュラムの推進
相談体制の充実	教育相談員設置事業	安全で安心な教育環境づくりを推進するため相談員を設置し、問題の早期発見・早期対応を図り、関係機関との連携を強化
教職員住宅の整備	職員住宅改築事業	老朽化の進む職員住宅の改築

②生涯学習機能の充実

(1) 生涯学習の啓発

生涯にわたる生きがいをづくりを促進するため、町民一人ひとりの学習意欲の喚起に向けた啓発活動とともに、自主的な生涯学習活動団体・組織の育成、行政と各種団体とのネットワークづくりを推進する。

(2) 特色ある学習プログラムの実施

町民の学習意欲の向上につながるよう、学習情報の提供に努めるとともに、青少年から高齢者まで各年齢層の学習ニーズに応じた、地域の人材や資源を活用した多様な学習プログラムの充実を図ります。

(3) 生涯学習施設の充実

町民の学習活動を支援する環境づくりに向けて、図書館、地区公民館などの整備・充実を図るとともに、生涯学習拠点の整備充実と施設相互の連携を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
生涯学習機能の充実	生涯学習活動推進事業	生涯学習の推進
	公民館等バリアフリー化推進事業	公共施設の段差の解消を図り、移動のバリアフリー化を推進
	図書館施設整備事業	図書館施設整備・ネットワーク化の推進
	<u>社会教育施設整備事業</u>	<u>社会教育施設の耐震化や改築を図り、老朽化した設備の改修の推進</u>

③一人ひとりを重んじる社会の構築

(1) 人権が尊重される地域づくり

住民一人ひとりが、人権を尊重する意識を高めることが大切で、学校、地域、各種団体、企業等のあらゆる場で人権教育の推進を図るとともに、主体的な取り組みの展開を促すよう啓発活動に努めます。

(2) 男女共同参画意識の醸成と推進

男女が性別に関わりなく、様々な分野に参画でき、その個性と能力が十分に発揮できるよう、家庭、地域、学校、各種団体、事業者、行政がそれぞれの活動の中で、男女共同参画意識の醸成と実現を図ります。

(3) 仕事と子育ての両立支援

男女が共に活動しやすい環境づくりに向けて、職場における男女の均等な機会と待遇の確保、仕事と子育てとの両立支援に努めます。

(4) 人権侵害のない社会づくり

セクシュアル・ハラスメントの防止とともに、ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめとする、主に女性に対するあらゆる人権侵害防止に向けて、広報などによる情報提供、相談体制の充実、関係機関との連携強化を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
男女共同参画の推進	男女共同参画推進事業	男女平等な立場での地域社会への参画、審議会委員等への女性登用の推進、地域における女性等の活動支援

④スポーツ・レクリエーション活動の充実

(1) 生涯スポーツの推進

町民相互の交流促進によるまちの一体化の醸成と一人ひとりの健康づくりのため、子どもから高齢者まで生涯を通じて活動できる総合型地域スポーツクラブの育成やプログラム開発など、生涯スポーツの推進を図ります。

また、誰でも楽しめるスポーツ大会やレクリエーション教室の実施とともに、新町の特色を生かした新たなイベントを開催します。

(2) 施設の整備・充実

町民が身近でスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、学校体育施設の一層の開放、グラウンドや体育館の充実、施設相互の連携を図ります。

(3) 指導体制の強化

町民の生涯スポーツ・レクリエーション活動の活性化に向けて、総合型地域スポーツクラブをはじめとするスポーツ団体・組織の育成・強化及び研修会・講演会を通じた、体育指導委員など、生涯スポーツリーダーの育成と資質向上を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
生涯スポーツの推進	スポーツイベント開催事業	地域で行われるスポーツ・イベント等への活動支援
施設の整備・充実	スポーツ施設整備事業	住民ニーズに対応した施設の整備
指導体制の強化	スポーツリーダー養成事業	熱意と能力ある人材の育成活動支援

4 豊かな地域文化を育てる事業

21世紀に求められるものは、心の豊かさであり、郷土への誇りです。地域文化は、先人の英知と郷土の深い歴史を伝える大切な財産です。各町が営々と伝えてきた文化を継承しながら、新しい文化を創造する地域活動の活性化を推進します。

①地域活動への支援

(1) 多彩な地域活動の促進

地域づくりを町民・地域・行政などが協働して行う地域文化の醸成に向けて、生涯学習をはじめ、子育て、地域福祉、環境保全、学校教育、観光・交流などあらゆる分野で、地域における協働の取り組みを実践します。

(2) ボランティア組織の育成

町民や地域の主体的な活動の活性化に向けて、ボランティア組織やNPO組織（民間非営利団体）の設立と活動への支援に努めます。

(3) 地域リーダーの育成

町民や地域の自主的な活動が一層活発に行われるよう、地区同士の交流や研修機会の拡充を図り、地域リーダーの発掘と育成に努めます。

(4) 青少年の健全育成

青少年の地域に対する愛着と誇りを高めるため、青少年団体の育成強化を図るとともに、地域行事や祭事などへの参加やボランティア活動など社会活動への参加を促進します。

また、国際交流活動による青少年の交流派遣を積極的に推進します。

主要施策	主要事業	事業概要
ボランティア組織の育成	ボランティア組織の育成	ボランティア活動等の支援体制整備
青少年健全育成	青少年育成・組織の充実	時代を担う青少年育成・組織の強化

②文化芸術活動の推進

(1) 文化芸術活動の活性化

町民の創造的な文化芸術活動を支援するため、新町での文化祭の開催、文化的な講座・学級の開催、優れた芸術文化の振興などを推進します。

(2) 文化芸術組織の育成

伝統的な行事、祭、芸能の保存・継承を図るため、町民主体の文化芸術組織の育成と支援を行います。また、子ども会や文化芸術組織と連携して、後継者の養成に努めます。

(3) 新たな文化の創造

歴史や伝統を生かした新しい文化の創造に向けて、町民と地域とともに行事やイベントを開催します。

主要施策	主要事業	事業概要
文化芸術活動の推進	文化振興事業	文化事業推進のための諸施策の計画及び文化団体の連絡連携の強化と育成

③文化財・伝統文化の保護と継承

(1) 文化財の保存・活用

町内に存在する文化財について、資料調査や発掘調査を行い、貴重な文化財の保護・保存・整備に努めます。

(2) 郷土意識の高揚

郷土の歴史文化への理解を深めるため、資料館などの整備や活発な利用促進を図り、文化財等についての知識や各種調査の成果などを町民に広く公開します。

(3) 施設の機能充実

それぞれの地域に根付いた歴史、文化を後世に正しく伝承するため、既存の歴史民俗資料館等の充実とともに、新町全体の歴史、文化を知る機能の設置、施設相互の連携を図ります。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
文化財の保存・活用	文化伝承の館設置事業 史跡保存整備事業	民俗芸能伝承活動の促進
郷土意識の高揚	古文書館等施設整備事業	古文書等の保存管理や地域文化を公開展示する施設の整備
施設の機能充実	施設駐車場整備事業	観光の拠点施設としての機能を充実するため、大型バスの駐車場を整備
	歴史民俗資料館等整備事業	歴史民俗資料館施設整備と資料の保存整備

Ⅲ 安心のあるまちづくり（連携）

少子高齢社会に対応した新町の創造に向けて、地域の協力を得ながら、子どもからお年寄りまですべての住民が安心して暮らすことのできる質の高い行政サービスの提供に取り組み、住民主体のまちづくりをめざします。

1 生涯現役を支え見守る事業

高齢社会における地域のあり方のモデル（先進事例）となるよう、健康寿命の延伸、自立の促進、地域支援の環境づくり、社会支援の充実と、一人ひとりの状態に応じた支援を行うことのできる仕組みづくりに向けて、町民・地域・行政が一体となって取り組みます。

①高齢者福祉の充実

(1) 自発的な活動を促す環境づくり

高齢者の生きがいづくりの充実に向けて、老人クラブの活動を支援し、生涯学習や生涯スポーツへの自発的な参加・活動を促す環境づくりに努めます。高齢者の知識や技能を活用し、地域社会へ貢献するため、シルバー人材センターの設置の検討、野菜づくり等の奨励と販路確保等により、社会参加を促進し、健康と生きがいづくりを推進します。

(2) 介護予防の推進

介護や介護が必要な状態になることを防ぐため、温泉施設等を利用した健康づくりや地域と協力しながら住民サロンの開催、自宅に閉じこもりがちな高齢者を対象にしたふれあいデイサービス事業の実施、高齢者等毎日給食サービス事業等の拡充を図ります。

(3) 在宅介護の推進

介護支援専門員や介護サービス提供者の資質の向上、24時間ホームヘルプサービスの全町実施等、介護保険サービスの充実を図り、保健・医療・福祉の連携により、在宅ケア体制の強化を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
高齢者福祉の充実	温泉健康プラザ整備事業	健康増進のための運動浴・歩行浴プールの設置

	ふれあいデイサービス事業	家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、入浴、食事、身体状況に応じた日常動作訓練等のきめ細かなサービスを実施
	高齢者等毎日給食サービス事業	調理が困難な高齢者等に対して、居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を実施
	緊急通報装置設置事業	ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急事態に備えて高齢者が安心して暮らせるよう緊急通報装置を設置
	ホームヘルプサービスの均質化	要介護高齢者等の負担の軽減を図るため、24時間ホームヘルプサービスの均質化を推進
	元気高齢者生きがいつくり促進事業	高齢者もつ知識、技術、人的ネットワークを活用できる機会の提供、積極的な社会参画の促進
	介護保険施設整備事業	介護老人保健施設等の整備

②障害者（児）福祉の充実

(1) 自立支援の充実

障害者が、社会と関わり合いながら自立した生活を送ることのできる環境づくりに向けて、交流機会の拡充、情報のバリアフリー化、障害者（児）への保育・療育・教育体制の充実、職業訓練の充実と就労機会の確保、ユニバーサルデザインの普及、推進を図ります。

(2) 障害者支援の充実

障害者とその家族のQOL（生活の質）を向上するよう、ボランティアの育成、自らサービスを選択できる支援費制度の充実、福祉サービスの充実を図るためのサービス事業者の確保、年金・手当や扶助・割引など諸制度の周知徹底、専門家による権利擁護など相談体制の強化に努めます。

主要施策	主要事業	事業概要
障害者（児）福祉の充実	ユニバーサルデザインの普及	全ての人々に利用しやすい施設や設備のデザインの普及
	支援費制度の充実	利用者本位のサービスの提供を基本として、障害者が自らサービスを選択し、事業者との契約によりサービスを利用できる制度の充実
	障害者の雇用促進	社会参加を促すため、職業訓練の充実と就労機会の確保

③地域福祉の向上

(1) 福祉のまちづくりの推進

多様化する福祉ニーズに全町的に対応するため、社会福祉協議会との連携強化に努めます。また、新町の保健・医療・福祉関連機関、ボランティア組織、教育関係者、地区代表者などを含めた、連絡協議体制の強化に努めます。

一人ひとりの福祉問題や生活問題を地域全体の問題として捉え、住民の相互扶助機能である地域・自治会に、社会福祉協議会と連携した組織を検討し、地域住民の交流・促進、見守り体制を確立した福祉のまちづくりを推進します。

(2) ボランティア活動の充実

福祉教育の推進により、ボランティア意識の醸成、社会福祉協議会と連携したボランティア団体の育成・支援を図り、地域福祉の向上に努めます。

(3) 地域で安心して生活ができるように支援

日常生活上の判断が十分できない方々や日常生活に不安がある方々が、地域で安心して生活できるように支援する地域福祉権利擁護事業及び財産管理や身上監護についての成年後見制度利用支援を図るなど、あらゆる方面からの施策の推進を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
地域福祉の向上	情報のバリアフリー化の促進	地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、情報・コミュニケーション支援体制を充実しバリアフリー化の促進
	ボランティア組織の支援	団体等の育成・支援
	成年後見制度の充実	障害等により判断能力の不十分な方が、自立して生活できるように財産管理や身上監護についての支援制度の充実
	福祉施設の整備	社会福祉関連施設の整備

2 安心な暮らしを支える事業

少子高齢社会において、町民の健康維持・増進と医療体制の充実は、安心した暮らしの重要な要件になることから、地域の実情に応じた健康づくりの推進とともに、地域や関係機関と連携した地域医療の充実と子育て支援の充実を推進します。

①地域医療体制の充実

(1) 役割分担と情報の共有

地域での医療環境の充実に向けて、かかりつけ医の普及促進とともに医師会と緊密な連携を図りながら、病院と診療所それぞれの機能と役割を明確にした上で、適切な情報の共有による、病院と診療所の連携強化（病診連携）に努めます。

(2) 在宅医療の充実

医師会をはじめ地域の関係機関との連携の下、訪問診療・訪問看護など、在宅医療の強化と地域医療の中核となる病院機能の一層の整備・充実を促進し、質の高い医療提供体制の確立を図ります。

(3) 離島医療・救急医療の充実

離島については、定期巡回診療・保健師の訪問指導を継続し、緊急時における救急患者の搬送体制を確立するため、ヘリポート等の整備を進めます。また、医師会等の協力の下に、休日や夜間の診療体制の一層の整備・充実を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
地域医療体制の充実	ヘリポート等整備事業	離島の救急医療体制を整えるため、ヘリポートや患者輸送艇を整備
	救急医療体制の整備	地域の医療・救急体制を整備
	病院・診療所の機能強化 (医療施設整備・設備改善)	医療施設整備、地域医療ネットワークを整備

②健康づくりの推進

(1) 連携体制の強化

一人ひとりに応じた、きめ細かい健康の維持・増進を図るため、保健所、医療機関、医師会をはじめ、各地区の自主組織や学校、職場なども含め、幅広い組織との連携を図り、まち全体での健康づくりや生活習慣病対策を推進します。

(2) 人材の適正配置

保健師、看護師、栄養士などの専門職員については、地域に偏りがないよう、適正な配置に努めます。その上で、母子、成人、高齢者保健による適切な事業を実施します。

主要施策	主要事業	事業概要
健康づくりの推進	予防接種事業	感染症の発生・蔓延の防止のため 予防接種を実施
	<u>特定</u> 健診等事業	<u>特定</u> 健診等を実施
	がん検診事業	各種がんの集団健診 <u>等</u> の実施
	保健センター整備事業	保健センター施設を整備

③子育て環境の充実

(1) 保育サービスの充実

児童の健全育成や仕事と子育ての両立支援に向けて、地域ニーズに応じた適切な保育サービスの実施に努めます。

(2) 地域での子育て支援の推進

少子化や核家族化に対応した子育て支援体制の充実に向けて、子育てサークルの拡充、地域の協力による子育てヘルパー制度の整備、児童館の運営、放課後児童クラブの拡充、児童公園の整備、関係組織の連携強化を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
子育て環境の充実	児童遊園地整備事業	公園に児童遊具を設置
	子育て支援対策事業	乳幼児医療費助成、保育料の軽減等、子育てに対する支援を強めるとともに、ボランティア・地域の人材の協力を得ながら、地域における子育て支援を推進

3 行政サービスの向上と財政運営の健全化

合併効果による行政サービスの向上と財政の強化に努め、本建設計画に掲げられた施策・事業を着実に推進し、新しいまちづくりを進めるための基盤強化に取り組みます。

①行政組織の効率化

(1) 行政組織の強化

地域ニーズに的確に対応できる行政組織の構築に向けて、4 総合支所をネットワークで結び、各総合支所に日常的な業務機能（総合窓口、地域支援業務等）を備えるとともに、町民サービスが低下しないような適正な職員配置と専門スタッフの養成・研修を推進します。

(2) 行政サービスの充実

行政サービスが低下しないよう 4 町の庁舎は総合支所として、現支所、出張所は引き続いて総合支所を補完する機能として存続させ、これらの施設から離れている地域においても住民票や印鑑証明などが発行できるシステムを導入します。また、身近な公共施設からの申請・届出を可能とするなど、電子自治体の実現のための基盤を整備していきます。

(3) 県との連携の強化

島しょ部に位置する大島郡では、災害時の危機管理等を含め、県行政の果たす役割は、他地域に比べて大きいものがあり、新町のまちづくりにおいても、県との連携が重要となります。

このため、合併後の新町においては、県出先機関の再編整備に当たり、県との連携を一層強化します。

主要施策	主要事業	事業概要
行政組織の効率化	住民票等自動発行システム 電子申請システム等開発事業	電子申請・証明書等を自動発行するシステムの導入
行政サービスの充実	分庁舎・支所・出張所の機能整備	4 庁舎間のネットワーク化、支所・出張所の機能強化 総合支所等の整備
県との連携の強化	県出先機関の再編整備（県）	県出先機関の再編整備

②財政基盤の強化

(1) 健全財政の確立

職員の計画的な定員管理、事務経費の削減、効果的な財政投資事業の選別、職員のコスト意識の徹底などを進め、健全な財政運営に努めます。

(2) 民間活力の導入

公共施設の運営・管理等において、民間企業やボランティア団体などへの事業委託など、効率的かつ高度なサービスを確保する仕組みづくりに取り組みます。

主 要 施 策	主 要 事 業	事 業 概 要
財政基盤の強化	中長期財政計画の策定	新町の実態に即した財政計画の策定

4 町民が参画して築くまちづくり

本格的な地方分権の時代を迎えた 21 世紀のまちづくりにおいては、町民と行政の枠組みを取り払い、町民がまちづくりに主体的に参画する、町民・地域・行政が一体となった、新しいまちづくりを進めます。

①まちづくりへの町民参画の促進

(1) 主体的な地域組織への支援

あらゆる分野における地域課題に自ら対応し、町民自ら連帯感を高めながら、主体的な地域づくりを推進するための体制づくりを支援します。

(2) 情報共有化の推進

行財政運営の透明性を高め、町民に対する説明責任を果たすため、個人情報保護に配慮しつつ、適切な情報を早く、正確に、幅広く提供・交換できるよう、積極的な情報公開を行います。

また、これまで各町が実施してきた広報広聴制度を基礎に、地域や時代に応じたメディアの活用や直接対話など、多様な手法による情報共有化を推進し、まちづくりへの町民参画の促進を図ります。

主要施策	主要事業	事業概要
まちづくりへの町民参画の促進	ふるさとづくり実行委員会	町民の教育・文化・福祉の向上、産業の振興を図り、住民自らの連帯感を高め、あたたかいふるさとづくりを推進
	地域づくり推進会議	町民のまちづくりに対する要望や意見を聴く新たな公聴制度を検討し、活力あるふるさとづくりを推進
	男女共同参画の推進	(再掲)

第5章 新町における県事業の推進

第4章の「新町まちづくりの主要施策」に掲げた主要事業のうち、県が主体となって実施する事業について整理しています。基本的には、県道、農道等の整備、防災対策など、県が管理する施設の保全、改修、改良等の事業が中心となっています。

主要施策	事業名	事業概要
道路・橋梁の整備	幹線道路等整備事業	国道437号の改良 県道大島環状線、県道橋東和線、県道大島橋線等の改良
	広域営農団地農道整備事業	広域農道の整備（大島地区、橘地区）
公園・墓地の整備	片添ヶ浜海浜公園都市公園整備事業	片添ヶ浜海浜公園の整備（東和地区）
町土の保全対策の推進	道路災害防除事業	県道の防災対策（大島地区、東和地区、橘地区）
	道路補修事業	大島大橋(L=1,020m)の補修及び耐震補強対策
	砂防事業	砂防えん堤・砂防河川の整備（大島地区、東和地区、橘地区）
	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地の崩壊対策（大島地区、東和地区）
	地すべり対策事業	地すべり防止対策（久賀地区）
	海岸局部改良事業	離岸堤の新設・嵩上げ（大島地区）
	海岸高潮対策事業	護岸の改良、離岸堤等の整備（大島地区、橘地区）
	海岸侵食対策事業	護岸の改良等（久賀地区）
港湾施設の整備	港湾改修事業	防波堤、浮棧橋の改修等（久賀地区、橘地区）
農林水産業の振興	広域営農団地農道整備事業	広域農道の整備（大島地区、橘地区）（再掲）
	県営一般農道整備事業	農道の整備（久賀地区、東和地区、橘地区）
	県営中山間地域総合整備事業（広域連携型）	農道、用排水施設、農村公園等の整備
	県営農村振興総合整備事業	農道、農業集落道、排水機場等の整備
	県営中山間地域総合農地防災事業	農業用排水施設等の整備
	農地保全整備事業	農地侵食の防止（東和地区）
	ふるさと農道緊急整備事業	農道の整備（東和地区）
	<u>県営中山間地域総合整備事業（一般型）</u>	<u>農業生産基盤整備、農村生活環境整備等</u>
	<u>農地整備事業</u>	<u>擁壁補強、橋梁補強、法面保護、路面補修、流末水路工、農道管理工</u>
	<u>農地整備事業（保全対策型）</u>	<u>農道整備、用排水施設整備、区画整理等（久賀、戸田地区）</u>
	<u>農地整備事業（耕作放棄地型）</u>	<u>農道整備、用排水施設整備、区画整理等（久賀、戸田地区）</u>
	<u>農村地域防災減災事業</u>	<u>ため池の改修等</u>
周防大島かんきつ産地いきいきモデル事業	雇用労力の育成確保、企業の経営モデルの実証等	
内海東部地区漁場環境保全創造事業	藻礁ブロック設置による藻場の整備	
行政組織の効率化	県出先機関の再編整備	県出先機関の再編整備

第6章 公共施設の適正配置

公共施設の適正配置にあたっては、新町の将来展望を踏まえて、地域の実情や地域間のバランス、さらには財政事情等を勘案しながら、住民生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮し、逐次検討していきます。適正配置を進める上では行財政の効率化はもとより、現在ある公共施設の有効利用・相互利用等を勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとしします。

合併に伴い旧町の庁舎等については、新町の総合支所として住民サービス総合窓口の役割を担い、地域振興・地域発展のかなめとして整備・活用していきます。また、当分の間、本庁機能を4庁舎に分散し配置する分庁分散型庁舎として位置付けます。

第7章 財政計画

財政計画は、新町の財政運営の指針として、歳入・歳出の各項目ごとに、現況及び過去の実績や経済情勢等を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成します。

作成にあたっては、平成16年度から平成26年度までと平成27年度以降5ヶ年間交付税の激変緩和措置が行われるため、合併算定替が終了する平成32年度までの17年間について作成し、平成24年度までは決算額を計上しています。

【歳入】

(1) 地方税

24年度の決算額に大島地域の経済情勢、人口減少等を考慮しています。

(2) 地方交付税

普通交付税は25年度の決定額に段階補正の見直し分、人口減少を考慮し、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定し、合併による交付税措置（合併補正）分を見込んでいます。また、合併特例債に係る事業における交付税措置分を見込んでいます。

(3) 使用料及び手数料

24年度決算額及び25年度予算を計上し、以降も伸び率0%として見込んでいます。

(4) 国庫支出金・県支出金

過去の実績により推計し、歳出との連動を考慮しています。又、合併に伴う合併市町村補助金等を見込んでいます。

(5) 地方債

新町建設計画に伴う合併特例債、通常債及び臨時財政対策債等を見込んでいます。

【歳出】

(1) 人件費

24年度の決算額から、一般職一人当たりの人件費を算出し、定員適正化計画により退職見込みや新規採用見込みを考慮しました。特別職、議会議員、農業委員会委員、行政委員会委員等については同額を計上しています。

(2) 物件費

24年度決算額及び25年度予算を計上し、以降は類似団体を参考にして段階的に調整しています。

(3) 維持補修費

24年度決算額及び25年度予算を計上し、以降は類似団体を参考にして段階的に調整しています。

(4) 扶助費

25年度予算額をベースに町の扶助費の伸び率及び人口の減少を考慮し同額を計上しています。

(5) 補助費

24年度決算額及び25年度予算を計上し、公営企業や広域水道への補助費を考慮しています。

(6) 公債費

23年度までの既往地方債の償還見込額に、歳入の地方債をベースに、合併特例債、通常債及び臨時財政対策債等の借入条件に基づく償還表の積み上げにより償還額を見込んでいます。

(7) 繰出金

国民健康保険、介護保険会計については、24年度決算額をベースに厚生労働省発表の医療費等の23年度概算伸び率を参考に算出しています。

その他の事業（簡水、下水、渡船等）について供用開始しているものについては、維持管理費分（伸び率0%）に公債費分を加えた額とし、現在建設中、又は、今後の事業計画に伴うものについては、建設費の一般財源分、地方債元利償還見込額に加え、供用開始後の維持管理費を見込んでいます。

(8) 普通建設事業費

普通建設事業については、新町建設計画に位置づける事業及びその他の普通建設事業を見込んでいます。

財政計画（普通会計）

（単位：百万円）

歳入区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地方税	1,370	1,371	1,402	1,499	1,508	1,438	1,399	1,389	1,367	1,344	1,317	1,291	1,265	1,240	1,215	1,191	1,167
地方譲与税	206	249	307	177	170	159	150	119	111	109	109	109	109	109	109	109	109
交付金	357	335	324	297	270	256	270	242	198	164	254	286	318	318	318	318	318
普通地方交付税	7,281	7,320	7,143	7,043	7,243	7,531	7,967	7,904	7,635	7,555	7,585	7,503	7,111	6,731	6,354	5,977	5,741
特別地方交付税	1,274	1,025	974	867	861	873	917	928	1,063	1,000	850	700	700	700	700	700	700
地方交付税計	8,555	8,345	8,116	7,910	8,104	8,405	8,884	8,832	8,698	8,555	8,435	8,203	7,811	7,431	7,054	6,677	6,441
交通安全対策特別交付金	3	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
分担金負担金	114	129	113	118	103	97	94	93	92	81	81	81	81	81	81	81	81
使用料及び手数料	324	327	265	243	224	220	213	210	199	198	198	198	198	198	198	198	198
国庫支出金	967	1,394	1,055	786	1,087	1,860	1,970	1,072	1,188	1,367	1,453	1,415	1,384	1,351	1,319	1,286	1,257
都道府県支出金	1,629	1,361	1,139	1,317	1,049	1,025	850	915	1,076	952	889	924	892	818	784	748	722
財産収入	45	13	30	74	19	13	21	12	18	10	10	10	10	10	10	10	10
繰入金	347	714	46	80	19	182	41	75	50	70	70	70	70	70	70	70	70
諸収入	508	312	310	340	260	480	238	218	231	238	238	238	238	238	238	238	238
地方債	1,860	1,974	2,214	1,940	875	1,611	1,736	1,327	1,244	1,266	1,414	1,473	1,389	1,337	1,286	1,235	1,182
歳入合計	16,286	16,527	15,326	14,783	13,691	15,748	15,870	14,507	14,475	14,357	14,470	14,300	13,767	13,204	12,685	12,164	11,796

歳出区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人件費	3,045	2,838	2,699	2,792	2,582	2,442	2,367	2,248	2,220	2,104	2,053	2,018	1,948	1,904	1,774	1,730	1,695
扶助費等	1,241	1,194	1,119	1,096	1,047	1,089	1,240	1,273	1,721	1,813	1,813	1,813	1,813	1,813	1,813	1,813	1,813
公債費	3,334	3,102	2,992	2,859	2,830	2,862	2,692	2,462	2,356	2,310	2,245	2,185	2,094	2,006	1,922	1,841	1,764
物件費	2,013	1,638	1,439	1,311	1,331	1,436	1,388	1,596	1,613	1,615	1,615	1,566	1,516	1,467	1,418	1,369	1,320
維持補修費	112	56	52	60	65	120	102	129	81	129	128	128	128	127	127	126	126
補助費等	1,608	1,596	1,515	1,474	1,372	1,853	1,573	1,662	1,552	1,610	1,623	1,625	1,611	1,609	1,609	1,609	1,607
繰出金	2,059	2,163	2,162	2,066	2,303	2,261	2,439	2,429	2,202	2,283	2,291	2,320	2,318	2,313	2,308	2,318	2,316
投資・出資・貸付金等	36	32	34	89	89	369	533	56	130	29	22	17	11	8	0	0	0
普通建設事業費	3,251	3,501	3,340	2,797	1,498	2,433	2,502	1,980	1,823	2,027	2,006	2,009	1,899	1,789	1,678	1,568	1,453
歳出合計	16,699	16,119	15,352	14,544	13,115	14,865	14,837	13,834	13,698	13,920	13,796	13,681	13,338	13,036	12,649	12,375	12,094